



オークション統一運営マニュアル

 青森

 岩手

 秋田

 山形

 宮城

 福島

1. 東北ブロック追加ルール制定の目的

この追加ルールは、中商連オートオークション統一ルールに定めのない事項をJ U東北が追加して規定することにより、参加者への信用と利便性を向上させることを目的とします。

2. この追加規約の効力

この追加ルールと東北ブロック傘下の商組規約が抵触した場合は、この追加ルールが優先します。

3. 出品店注意事項

出品店は、以下の事項に注意を払い、出品申込書の記入を行ってください。

- ① 成約車両の書類有効期限は、主催商組に書類到着日を含む31日以上あるものとします。
- ② 出品車両の走行距離がマイル表示の場合、マイル表示を1.6倍に換算し、キロメートルにて走行距離欄に記入してください。
また、走行距離計が示すマイル表示は、出品店申告欄に記入してください。
- ③ 車体番号が不鮮明等で確認できない場合は、出品できません。
- ④ キャビン交換車は、メーターパネルも交換されているものとみなします。よって、メーター交換記録、もしくはメーターパネル移設を証する書面の提出がない場合は、「メーター改ざん車」として取扱います。
- ⑤ 出品店の申告による名義変更期限（書類有効期限）は、最短でもオークション開催日を含む20日以上（軽自動車は15日以上）必要となります。
- ⑥ 出品受付後、出品店都合による出品取消および主催商組の判断で出品取消をした場合においても、出品料を請求させていただきます。
- ⑦ 成約車両代金の支払は、当該オークション開催日における成約車両すべての書類提出の完了を要件にお支払い手続きを行います。

4. 落札店注意事項（中商連オートオークション統一ルールの補足）

- ① 車内積み込み部品の有無に関するクレーム申立は、搬出前までとします。
- ② 落札価格10万円以下の車両は、ノークレームとします。但し、虚偽の申告は除く。
- ③ 落札車両を抹消（永久抹消）する場合は、必ず主催商組より書類受領後に行ってください。書類受領前に抹消を行い、問題が生じた場合は、全て落札店の責任となります。なお、永久抹消をされた車両の名義変更処理は、現在登録証明書にて対応致しますので、落札店でご用意していただきます。

④ 主催商組に申立したクレームの解決に関わらず、当該オークションからの請求総額は期限内に主催商組へ支払わなければなりません。

5. クレーム受付期日の延長

クレーム受付期間は、原則としてオークション日を含む5日間以内とします。但し、遠隔地（中部ブロック以南）で、5日以内に落札車両が未着の場合（陸送業者からの証明が必要）また、悪天候等による遅延（事前の申出と陸送業者からの証明が必要）は、クレーム延長を認めます。なお、延長日数は車両到着日の翌日（事務局営業時間内）を限度とします。

6. 福祉車両(非課税車両)の取扱いについて

主催商組より書類発送後7日間以内に、落札店から申告があり、主催会場がその旨を認めた場合、落札店へ消費税を返金致します。

7. レスオプションのクレームについて

主催商組より書類発送後7日以内とします。但し、R点・低価格車、部品代が2万円未満のものは、クレームを受付いたしません。

8. 還付請求権の譲渡通知の取扱いについて

主催商組は、通常、自動車税還付請求権の譲渡通知書の取扱いはいたしません。出品店の責任にて保管してください。

但し、落札店が、同年度内に抹消登録および移転登録後の抹消登録をした場合等で、主催商組に還付書類の請求があった場合、出品店は請求に応じなくてはなりません。

なお、出品店が提出した還付書類の不備等により落札店から差替えを求められた場合は、主催商組が出品店へ差替え依頼をしてから7日以内に対応しなければなりません。

出品店より還付請求権の譲渡通知書の提出がない場合は、還付金相当額を支払っていただきます。

落札店は、同年度内に抹消登録および移転登録後の抹消登録をする場合、事前に自動車税の還付手続きに必要な還付書類がそろっているかを確認してください。

9. 取引計算書の取扱いについて

オークション取引後、主催商組から発信すべき取引計算書が発信されなかった場合は、主催商組に確認を行ってください。

取引計算書が通知されていない等の理由による代金支払い延長は、受付いたしません。

以上

平成 24 年 4 月吉日



福島県中古自動車販売商工組合
事務局

即落サポート追加規約

即落サポート公開期間

オークション終了後より、翌週月曜日、正午 12：00 までの 5 日間

車両クレーム受付期間

落札日当日を含む 5 日間、5 日目の 18：00 まで受付（遠隔地を含む）

書類クレーム受付期間

事務局から書類発送後、7 日間。

遠隔地のクレーム延長申請について

< 対象地域 >

中部ブロック（富山・石川・福井・岐阜・静岡・愛知・三重・滋賀・京都・兵庫
奈良・大阪・和歌山）以南、中国/四国/九州/沖縄地方

車両到着日の翌日 18：00 まで延長可能

< 受付期間 >

車両クレーム受付期間内に事務局まで申告が必要。

陸送会社から、到着予定日などの証明書が必要。

< 最大延長 >

オークション開催日を含め 10 日以内（到着日が翌週土曜日迄）

< 最大受付 >

車両到着日の翌日 18：00 迄（日祝日の場合は、FAX での受付と致します）

最大延長は、オークション日を含め 11 日目の日曜日 18：00 迄となります。